

競争入札等参加資格審査の追加申請要領（建設工事）

明石市及び明石市上下水道局が発注する建設工事に係る競争入札等に参加するため、追加により資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書を提出してください。

1. 申請資格 ① 競争入札等において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
④ 明石市契約規則第3条各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
⑤ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに明石市内に本店、支店、営業所等がある場合には、本市の市税に未納がない者（ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は受け付けます。）
⑥ 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けているもので、法第27条の23第1項の規定による経営に関する事項の審査を受けた者。
⑦ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入していること。（ただし、「除外」となっているものは除く。）
2. 申請時期 随時
3. 申請書類 別紙「申請書類一覧表」のとおり（提出部数は1部）
4. 提出方法 ① 郵送のみでお願いします。
② 申請書類は必ず別紙「申請書類一覧表」の番号順に重ねて、会社住所、会社名を記入し、110円切手を貼付した「長3封筒」とともに、「角2封筒」（A4用紙が折らずに入るサイズの封筒・宛名ラベルを必ず表面に貼付すること）に入れ下記まで郵送してください。
③ ファイル綴じやクリップどめは不要です。
④ レターパックで送付する場合は、角2封筒に書類を入れ、宛名ラベルを貼ったうえ、レターパックに入れて郵送してください。
⑤ 他の部門（測量・設計・コンサルタント又は物品・サービス）の申請もされる方は、それぞれで封筒を作成し、申請してください。
5. 提出先 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市役所 財務室契約担当 「登録受付」係（必ず宛名ラベルを封筒表面に貼ってください）
6. 提出締切日 偶数月の末日
※ 当該日が明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条に定める市の休日（以下「休日」という。）である場合は、その直前の休日でない日とする。
※ 次期の定期の資格審査に基づく資格認定の直前の2月を除く。
7. 申請書の補正期日 提出締切日の属する月の翌月の15日
※ 15日が休日である場合は、その直前の休日でない日とする。
8. 参加資格の有効期間 資格認定の日から2028年3月31日まで（下記注意事項参照）
※ 提出締切日の属する月の翌々月の1日を資格の有効期間の開始日とするが、申請内容に不備があり、前項に定める補正期日までに補正が完了しない場合にあっては、申請書を差し戻し、認定は行わない。
9. 注意事項 ① 申請書類の記載にあたり、故意に虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合には、

受付できませんので注意してください。

- ② 明石市及び明石市上下水道局は、一括受付します。
- ③ 市内業者の方については、必要に応じ来庁をお願いすることがあります。
- ④ 書類不備の方は、補正日を設けますので、来庁等により補正をお願いします。
- ⑤ 原則、制限付一般競争入札には、名簿登録後3年間は参加できません。
- ⑥ 記入につき不明な点がある場合は、財務室契約担当 Tel(078)918-5012(平日午前8:55～午後5:40)又はe-mail keiyaku@city.akashi.lg.jpまでお問い合わせください。
- ⑦ 電子入札システムを使用した業者登録を登録業者全者をお願いすることとなりますので、ご了承ください。

※ 1. 申請資格⑦のとおり社会保険等に加入していることを登録の要件としますのでご注意ください。

10. 電子入札システムについて

①電子入札システムによる業者情報の登録について

明石市入札参加資格者名簿に登載された後、登録内容に変更が生じた場合は電子入札システムにて変更を行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

②電子入札システムによる入札の参加について

明石市財務室契約担当が発注する建設工事については、電子入札システムを用いた入札を実施しています。

様式 宛名ラベル

点線に沿ってお切りください

※いずれかを○で囲んでください		業者コード（新規の場合は記入不要）									
新規 <small>（過去に登録経歴なし）</small>	再登録 <small>（過去に登録経歴あり）</small>	2	8	2	0	3	1				

登録部門	建設工事（市内・市外）											
〒 673-8686												
明石市中崎1丁目5番1号												
明石市役所 財務室 契約担当 登録受付係 行												
貴社名					登録受付 ご担当者様					ご連絡先 TEL		

（行政書士代理申請者）

注意事項

- ① 角2封筒（A4用紙が折らずに入るサイズ）の表面に上記ラベルを必ず貼付してください。
- ② 市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任している業者の方は、「登録部門欄」の「市内」を、市外業者の方は、「登録部門欄」の「市外」を、○で囲んでください。（朱色で）
- ③ 上記封筒に、申請書類（「申請書類一覧表」の番号順に重ねてください。）と長3封筒（受付票の返送用です。必ず会社住所、会社名を記入し110円切手を貼付してください。）を入れて郵送してください。ファイル綴じやクリップどめは不要です。
- ④ 1登録部門につき封筒1通でお願いいたします。複数部門で登録される場合はそれぞれで封筒を作成し、申請してください。
（例）建設工事と測量・設計・コンサルタントの2部門で登録される場合・・・2通送付必要
- ⑤ 貴社名・ご担当者様・ご連絡先TELは、必ず記入してください。
行政書士の代理申請の場合は、お名前・ご連絡先TELは、申請者欄の余白に記入してください。

申請書類一覧表(建設工事)

*注意1

番号	申請書類	内 容		*注意1		
				法人	個人	
1	明石市競争入札等参加資格審査申請書受付票	[様式 工事1]		○	○	
2	明石市入札参加資格審査申請書	[様式 工事2-1、工事2-2]		○	○	
3	登記簿謄本 *注意2	商業登記簿		○	×	
	住民票 *注意2	代表者住民票		×	○	
4	納税証明書 *注意2・3	国 税	法人税	納税証明書その3の2(個人)又はその3の3(法人)を税務署で ※税額の証明ではない	○	×
			申告所得税		×	○
			消費税及び地方消費税		○	○
		市 税	明石市税完納証明書を市民税課で [様式 工事5] (市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき) ※次頁工事5参照		△	△
5	建設業許可通知書又は許可証明書	通知書…申請時に有効であるもの(更新中の場合、それを証するもの) 証明書…欄外の2に留意すること。		○	○	
6	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (A4サイズで提出) ※参加有効期限開始予定日において有効なもの	国土交通大臣又は都道府県知事発行の通知書の写し		○	○	
7	事業所確認書	[様式 工事3-1] (市内に本店を有するか、市内の支店等に権限を委任しているとき)		△	△	
8	監理・主任技術者名簿	[様式 工事3-2] 市内業者(市内に本店を有する者)のみ		▲	▲	
9	建設業許可申請の写し	当該受任者の支店、営業所等が建設業法第3条の営業所であることがわかる書類であること。		受任者を置く場合		
10	誓約書	[様式 工事4]		○	○	
11	返信用封筒 (110円切手貼付)	会社住所、会社名を記入し、110円切手を貼付した「長3封筒」 (定形で郵送できる返信用封筒)		○	○	

(注意)

- 1 ○…提出を必要とするもの。
△…市内業者・準市内業者のみ提出を必要とするもの。
▲…市内業者のみ提出を必要とするもの。
×…提出を必要としないもの。
- 2 各証明書は、市の申請書受付日の属する月の前月の1日以降に発行されたものに限り、(複写機による鮮明な写しをもって代用可、登記簿謄本については両面コピー可)

(その他)

- ・ 代金支払等に使用する振込口座を登録・変更・廃止する場合には、別途債権者登録申請書を会計室宛てに申請してください。また、上下水道局(下水道を除く)の代金等支払については、口座振込登録申請書を上下水道局経営管理室宛てに申請してください。

【明石市税の完納証明書についてのお願い】

※ 明石市内に本店を有する場合(市内業者)、もしくは明石市内の支店等に権限を委任している場合(準市内業者)に必要です。

1 証明の申請に必要なもの

- ・ 完納証明書交付申請書 ((1)注意事項①参照)
- ・ 窓口に来られる方(申請者)の本人確認書類(運転免許証等)((1)注意事項②参照)
- ・ 代理人による申請の場合は、委任状 ((1)注意事項③参照)
- ・ 申請日までの**1か月以内**に市税を納めた場合、領収日付印の押印された領収証書等の原本 ((1)注意事項④参照)
- ・ 手数料 1件300円

(1) 注意事項

- ① 完納証明書交付申請書について ※ 様式工事5(工事15ページ)の記載例を参照してください。
 - ・ 様式工事5 (工事14ページ) 完納証明書交付申請書を使用して申請してください。
 - ・ 法人の場合は、法人代表者印を押印してください。
- ② 法人代表者が申請される場合は、法人代表者であることがわかる書類(登記事項証明書、名刺など)も必要です
- ③ 委任状について ※様式工事5(工事15ページ)の記載例を参照してください。

次の場合は、委任状が必要です。

 - ・ 法人の証明を代表者以外が申請する場合
※会社(本社・本店)の所在地、名称、代表者名及び法人代表者印を押印してください。
 - ・ 個人の証明を本人または市内居住で同一世帯員の親族以外が申請する場合
- ④ 納付の確認について
 - ・ 口座振替の場合は、引落しになった旨が記載されている通帳を持参してください。
 - ・ 納付の確認ができない場合、完納証明書は発行できません。
- ⑤ 本店又は支店等のどちらの証明が必要か分からない場合は、事前に財務室契約担当へお問い合わせください。

2 受付窓口について

受付窓口	受付時間	
市役所市民税課 (西庁舎1階 ③番窓口)	平日 午前8時55分～午後5時40分	※各関係課へ確認作業を伴う場合がありますので、 午後5時15分までにお手続きをお願いいたします。
あかし総合窓口	平日 午前9時00分～午後5時40分	
大久保、魚住、二見の 各市民センター	平日 午前8時55分～午後5時15分	
西明石サービスコーナー		

明石市競争入札等参加資格審査申請書受付票

<p>建設工事 部門受付票です。</p> <p>商号又は名称(各自記入してください。)</p> <p>.....</p> <p>(業者コード:28203.....)</p> <p>新規申請の場合、業者コードの記入は不要です。</p>	受理 確 認 欄	
--	-------------------	--

1. 審査結果

申請書補正期日までに参加資格を却下する旨の通知のない場合は、有資格者名簿に登載されたものとみなしてください。

したがって、資格確認通知書(競争入札及び随意契約に参加する資格を有する旨の通知書)の送付は省略させていただきます。資格の有効期間開始日以降に財務室契約担当ホームページの業者登録一覧表にてご確認ください。

2. 有効期間

資格認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで

3. 注意事項

- (1) 申請書類の記載にあたり、故意に虚偽の事項を記入した場合は、指名停止を行うこと又は参加資格を取り消すことがあります。
- (2) 業務に関し、暴力、贈賄等不正行為により逮捕若しくは書類送検されたとき、又は工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため死亡者等を生じさせるなど、明石市入札参加者等指名停止基準の措置要件に該当することとなった場合には、直ちに届け出てください。
- (3) 公共工事を受注するに当たっては、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)を提出しておく必要があり、その有効期間は、審査基準日から1年7ヶ月になっていますので、新しい経審を受けたときは、速やかに電子入札システムへ変更入力をお願いします。なお、建設業法の改正に伴い総合評定値(P点)は任意申請となっておりますが明石市の入札参加においては、総合評定値(P点)が必ず必要ですのでご注意ください。
- (5) 原則、制限付一般競争入札には新規登録後3年間参加できませんのでご了承ください。

登録希望工種一覧表

登録を希望する工種に○を付けてください。

登録希望工種	土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	
<記載例> ○																

登録希望工種	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
<記載例> ○														

(注意事項)

受任者を置く場合、当該支店、営業所等が許可を受けている工種しか登録希望できませんので、該当する工種のみ○を記載してください。

市内に本店を有するか、
市内の支店等に権限を委任している業者のみ提出

様式 工事3-1

年 月 日

(あて先) 明石市長

申請者(本社)

所在地(住所)

商号又は名称

代表者職氏名

印鑑登録印

事業所確認書

私は、令和8・9年度の競争入札等参加資格審査申請書において、明石市内の事業所(本店又は委任する支店等)を記載しておりますが、その実態については下記のとおりです。また、下記明石市内の事業所(本店又は委任する支店等)が建設業法に定める契約締結権限を有していることに間違いありません。なお、虚偽の事実が判明した場合は、明石市入札参加者等指名停止基準に基づき指名停止の措置を受けても異議ありません。

記

1. 申請内容

申請者 (本社)	所在地(住所)
	商号又は名称
	代表者職氏名 TEL
受任者	所在地(住所)
	商号又は名称
	受任者職氏名 TEL

2. 会社内容

市内施設状況	1. 会社所有 2. 賃借 3. その他(代表者個人所有等具体的状況)		
市内組織状況	1. 法人本店 2. 法人支店 登記の有・無 3. 個人本店 4. 個人支店		
営業年数	本店 年	委任事業所	年
資本金	円	事業所職員数	人

3. 添付書類

- (1) 所在地 図(任意様式).....別途に添付
- (2) 写真(市内事業所(看板等)が確認できる写真).....別途に添付
- (3) その他書類(賃借の場合、賃貸借契約書の写等)

※ この書類は市内に本社を有するか、市内の支店等に権限を委任する場合に提出してください。

※ 登記簿謄本の本店の所在地(個人の場合は住民票の住所)と申請者(本社)の所在地が異なる場合は、その理由について文書でのご提出をお願いすることがあります。

※ 申請者(受任者に権限を委任する場合は受任者)については建設業法に定める契約締結権限を有していることが必要です。

記載要領等

- 1 記入したすべての技術者について、国家資格等を証する書類の写し及び雇用関係を証する書類を添付してください。
なお、実務経験による技術者については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書においてその他技術者として認定されている場合のみ登録することができます。その場合においては、上記申請時に提出した技術職員名簿の写しを添付してください。
※解体工事の技術者として登録できるのは、平成 28 年 6 月 1 日以降に解体工事に必要な資格を取得した技術者のみです。ご注意ください。
(詳細については、国土交通省の「建設業者の皆様へ 建設業許可等に係る改正事項について」をご覧ください。)
- 2 主監区分欄は、次のコードにより記載して下さい。
・ 主任技術者 0 ・ 監理技術者 1
- 3 監理技術者証番号欄には番号を記入するとともに、一般財団法人建設業技術者センター発行の監理技術者資格者証及び一般財団法人建設業振興基金発行の監理技術者講習終了証の写しを添付してください。
- 4 保有する国家資格欄は、別紙のコード番号により記載して下さい。
- 5 記載欄が不足する場合は、この用紙をコピーのうえ記入して下さい。
- 6 技術者に変更及び抹消が生じた場合は、電子入札システムにおいて変更申請を行ってください。

技術者資格コード表

コード	資格名
1	1級土木施工管理技士
2	1級建築施工管理技士
3	1級電気工事施工管理技士
4	1級管工事施工管理技士
5	1級電気通信工事施工管理技士
6	1級建設機械施工技士
7	1級造園施工管理技士
11	2級土木施工管理技士(土木)
12	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)
13	2級土木施工管理技士(薬液注入)
14	2級建築施工管理技士(建築)
15	2級建築施工管理技士(躯体)
16	2級建築施工管理技士(仕上げ)
17	2級電気工事施工管理技士
18	2級管工事施工管理技士
19	2級電気通信工事施工管理技士
20	2級建設機械施工技士
21	2級造園施工管理技士
31	1級建築士
32	2級建築士
33	木造建築士
34	建築設備士
41	技術士(機械部門)
42	技術士(電気電子部門)
43	技術士(建設部門)
44	技術士(上下水道部門)
45	技術士(衛生工学部門)
46	技術士(農業部門)
47	技術士(森林部門)
48	技術士(水産部門)
49	技術士(総合技術監理部門)
61	1級技能士
62	2級技能士
63	技能士(単一等級)
71	第1種電気工事士
72	第2種電気工事士
73	第1種電気主任技術者
74	第2種電気主任技術者
75	第3種電気主任技術者
76	給水装置工事主任技術者
77	甲種消防設備士
78	乙種消防設備士
81	地すべり防止工事士
82	1級計装士
99	その他(実務経験等)

業 者 コ ー ド (新規の場合は記入不要)						
2	8	2	0	3	1	

様式 工事4

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 明石市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

(印鑑登録印)

当社（私）は、この明石市競争入札等参加資格審査申請にあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しません。
 - (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前(3)に該当するものを除く。）
- 2 上記事項について確認が必要な場合には、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

完納証明書交付申請書

明石市長様

次のとおり申請します。

年 月 日

窓口に こられる方 (申請者)	住所		
	フリガナ		下 記 の 方 と の ご 関 係
	氏 名		
	電話番号	() -	
だれの ものが いますか	住所 (所在地)		
	フリガナ		代 表 者 の 印
	氏 名		
	名称及び 代表者名		印
	明・大・昭・平	年 月 日生	
必要な証明	完納証明書		
提出先	明石市財務室契約担当	請求数	件
使用目的	入札参加資格審査の申請に必要な為		

★代理人による申請の場合は委任状が必要です。(委任状作成年月日の記入をお忘れなく)

委 任 状

年 月 日

委任者 (会社代表者)	住所(所在地)	
	氏名(会社名、代表者名)	代表者の印
		印

入札参加申請等に関する完納証明書(本店又は支店)の交付申請について、下記の者に委任します。

代理人 (申請者)	住所	
	氏名	

(備考欄)

手数料合計

件 円

職員
使用
欄

1. マ・免・住カ・パ・在留・障・その他()

2. 健・介・医・年・社・学・その他()

受
付

完納証明書の申請方法

- 完納証明書交付申請書
- 委任状(右側参照)
- 窓口に来られる方(申請者)の本人確認書類(運転免許証等)
- 申請日までの**1か月以内**に市税を納めた場合、領収書日付印の押印された領収書の原本(口座振替は通帳)
- 手数料 1件300円

★完納証明書交付申請書の記入例★(申請書左側)

窓口に来られる方 (申請者)	住所	明石市中崎1-2-3		
	フリガナ	アカシ タロウ		下記の方 とのご関係
	氏名	明石 太郎		
	電話番号	(078) 912-1111		
だれのもの がいますか	住所 (所在地)	神戸市中央区明石町1-2		
	フリガナ	カブシキガイシャ	アカシショウジ	アカシ イチロウ
	氏名	株式会社 明石商事		
	名称及び 代表者名	代表取締役	明石 一郎	代表者の印
必要な証明	完納証明書			
提出先	明石市財務室契約担当	請求数	1 件	
使用目的	入札参加資格審査の申請に必要な為			

窓口申請に来られる方の住所、氏名を記入してください。

法人の場合は、法人代表者印

証明が必要な方(法人)の名前を記入してください。

会社(本社・本店)の所在地、名称、代表者名を記入し、印は法人代表者印を押印してください。

個人の場合は、完納証明書が必要な方の住所、氏名を記入してください。

明石市市税において、本社(本店)、支店(営業所)に、未納があれば完納証明書の発行はできません。ご了承ください。

代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

※次の場合は、委任状が必要です。

- ・法人の証明を、代表者以外が申請する場合
- ・個人の証明を、本人または市内居住で同一世帯の親族以外が申請する場合

★委任状の記入例★(申請書右側)

★代理人による申請の場合は委任状が必要です。(委任状作成年月日の記入をお忘れなく)

委任状		年月日
委任者 (会社代表者)	住所(所在地)	神戸市中央区明石町1-2
	氏名(会社名、代表者名)	株式会社 明石商事
	代表者の印	
代表取締役		明石 一郎
入札参加申請等に関する完納証明書(本店又は支店)の交付申請について、下記の者に委任します。		
代理人	住所	明石市中崎1-2-3
(申請者)	氏名	明石 太郎

※ 証明を必要とする支店(営業所)が、明石市市税を納付されている場合は、支店長(営業所長)が代理人に委任できます。

支店が、明石市市税を納付されているかどうか不明な場合は、本店の会社代表者の委任状をご用意ください。